

訪問看護ステーションぷくぷく 利用料金のご説明

2024年（令和6年）6月1日現在

医療保険適応分

○利用料金について

- 医療保険による訪問看護の利用料金は、「1 基本療養費」＋「2 管理療養費」＋「3 情報提供療養費」＋「4 ターミナルケア療養費」と「5 各種加算」＋「6 訪問看護ベースアップ評価料」の合計額になります。ご利用者の病状や訪問状況、指導等により要件を満たしたものが算定されます。

○自己負担について

- 自己負担は、利用料金の合計額に自己負担率（1割、2割、3割）を掛けた額になります。法令により、自己負担の10円未満は四捨五入となります。
- 公費、医療費助成制度等が適用される場合は、自己負担額が変わります。

○利用料金（10割の額）

1 訪問看護基本療養費

			週3日目まで	週4日目以降
基本療養費Ⅰ (1日につき)	一般の 在宅療 養者	看護師	5,550円	6,550円
		准看護師	5,050円	6,050円
		緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・ 及び人工膀胱ケアに係る専門の看護師	12,850円(月1回を限度)	
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円	
基本療養費Ⅱ 同一日2人まで訪問 (1日につき)	同一建 物居住 者	看護師	5,550円	6,550円
		准看護師	5,050円	6,050円
		緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・ 及び人工膀胱ケアに係る専門の看護師	12,850円(月1回を限度)	
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円	
基本療養費Ⅱ 同一日3人以上訪 問 (1日につき)	同一建 物居住 者	看護師・理学療法士・作業療法士・言 語聴覚士	2,780円	3,280円
		准看護師	2,530円	3,030円
		緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・ 及び人工膀胱ケアに係る専門の看護師	12,850円(月1回を限度)	
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円	
基本療養費Ⅲ (1日につき)	外泊中 の訪問 看護	入院中に1回（①末期の悪性腫瘍、神 経難病等の方、②特別管理加算対象の 方は2回）に限り算定可能。管理療養 費と加算の算定は不可	8,500円	

2 訪問看護管理療養費

月の初日 (左記のいずれ か)	機能強化型訪問看護療養費1	13,230円	要件を満たした場合
	機能強化型訪問看護療養費2	10,030円	要件を満たした場合
	機能強化型訪問看護療養費3	8,700円	要件を満たした場合
	訪問看護管理療養費 (上記以外)	7,670円	
2日目以降 (1日につき)	訪問看護管理療養費1	3,000円	同一建物居住者の割合等の要件を満 たした場合
	訪問看護管理療養費2	2,500円	上記以外

3 訪問看護情報提供療養費

訪問看護情報提供療養費 1	月 1 回	1,500 円	利用者の同意を得て、市町村・相談支援事業所等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る情報提供をした場合
訪問看護情報提供療養費 2	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度 1 回 ・入学・転学等により当該学校等に始めて在籍となる初月に 1 回 ・医療的ケアの実施方法等を変更した月に 1 回 	1,500 円	利用者の同意を得て、当該学校等（大学は除く）からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等で 18 歳未満の利用者に係る情報提供をした場合
訪問看護情報提供療養費 3	月 1 回	1,500 円	利用者の同意を得て、保険医療機関等へ入院・入所にあたり当該保険医療機関に情報提供をした場合

4 訪問看護ターミナルケア療養費

訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	在宅または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、死亡日および死亡前 14 日以内（15 日間）に 2 回以上の訪問看護（療養上必要な指導を含む）を実施し、かつ、ターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合
訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円	特別養護老人ホーム等で死亡したご利用者のうち、介護保険における看取り介護加算等を算定したご利用者の場合

5 各種加算（対象の場合）

①訪問看護基本療養費の加算

難病等複数回訪問加算	1 日 2 回の訪問 1 日につき		厚生労働大臣が定める疾病等の方に複数回訪問看護を提供した場合
	同一建物に 1～2 人	4,500 円	
	同一建物に 3 人以上	4,000 円	
	1 日 3 回以上の訪問 1 日につき		
	同一建物に 1～2 人	8,000 円	
	同一建物に 3 人以上	7,200 円	
緊急訪問看護加算	1 日につき（月 14 日目まで）	2,650 円	利用者又は、その家族等の求めに応じて主治医の指示に基づき緊急に訪問看護を行った場合
	1 日につき（月 15 日目を以降）	2,000 円	
長時間訪問看護加算	90 分を超える場合、週 1 回 ※但し、15 歳未満の超重症児・準超重症児、15 歳未満の特別管理加算該当の方は週 3 回まで可	5,200 円	対象は、①15 歳未満の超重症児・準超重症児、②特別管理加算の該当する方、③特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている方
乳幼児加算	1 日につき	1,300 円	6 歳未満の方
	1 日につき ※超重症児・準超重症児、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合	1,800 円	

複数名訪問看護加算	看護師等（看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の場合 週 1 日まで		①厚生労働大臣が定める疾病等に該当の方、 ②特別管理加算の算定要件に該当の方、 ③特別訪問看護指示書が交付されている方、 ④暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が見られる方等、 必要があり同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した場合
	同一建物に 1～2 人	4,500 円	
	同一建物に 3 人以上	4,000 円	
	准看護師の場合 週 1 日まで		
	同一建物に 1～2 人	3,800 円	
	同一建物に 3 人以上	3,400 円	
	看護補助者の場合（下記以外）週 3 日まで		
	同一建物に 1～2 人	3,000 円	
	同一建物に 3 人以上	2,700 円	
	看護補助者の場合 右記①～③の場合 算定回数制限なし		
	1 日に 1 回		
	同一建物に 1～2 人	3,000 円	
同一建物に 3 人以上	2,700 円		
1 日に 2 回			
同一建物に 1～2 人	6,000 円		
同一建物に 3 人以上	5,400 円		
1 日に 3 回以上			
同一建物に 1～2 人	10,000 円		
同一建物に 3 人以上	9,000 円		
夜間・早朝訪問看護加算	1 日につき	2,100 円	早朝…6:00～8:00 夜間…18:00～22:00
深夜訪問看護加算	1 日につき	4,200 円	深夜…22:00～6:00

※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

①特掲診療料の施設基準等・別表第七に掲げる疾病等の方

末期の悪性腫瘍 多発性硬化症 重症筋無力症 スモン 筋萎縮性側索硬化症 脊髄小脳変性症 ハンチントン症 進行性筋ジストロフィー症 パーキンソン病関連疾患 進行性核上性麻痺 大脳皮質基底核変性症 パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る） 多系統萎縮症 綿糸体黒質変性症 オリーブ橋小脳萎縮症 シャイ・ドレーガー症候群 ブリオン病 亜急性硬化性全脳炎 ライソゾーム病 副腎白質ジストロフィー 脊髄性筋萎縮症 球脊髄性筋萎縮症 慢性炎症脱髄性多発神経炎 後天性免疫不全症候群 頸髄損傷 人工呼吸器を使用している状態

②特掲診療料の施設基準等・別表第八に掲げる者

- 一 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 二 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者
- 三 人工肛門又は人口膀胱を設置している者
- 四 真皮を越える褥瘡の状態にある者
- 五 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

②訪問看護管理療養費の加算

24 時間対応体制加算	電話等により常時対応可能で、緊急訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合、月 1 回（希望された方のみ）	6,800 円	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合（条件により金額分岐）
		6,520 円	上記以外の場合（条件により金額分岐）
特別管理加算	特別な管理が必要なご利用者に計画的な管理を行った場合、月 1 回	5,000 円	重症度の高い場合…①在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開指導管理を受けている状態にある方、②気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある方

		2,500 円	①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法管理指導、在宅自己疼痛管理指導管理もしくは在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている方、②人工肛門、人口膀胱を設置している方、③真皮を越える褥瘡の状態にある方、④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方
退院時共同指導加算	月 1 回まで	8,000 円	入院（所）中に主治医等と共同して在宅での療養上の指導を行い、その内容を文書により提供した場合。 別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は月 2 回まで
特別管理指導加算	退院時共同指導加算に上乗せ	2,000 円	特別管理加算の要件に該当する方に対し退院時共同指導を行った場合
退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000 円	退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合
	退院日の訪問（長時間）	8,400 円	上記の際、厚生労働大臣が別に定める長時間の訪問を要する者に対し、1 回の時間が 90 分を超える、または、複数回の合計時間が 90 分を超える療養上必要な指導を行った場合
在宅患者連携指導加算	月 1 回まで	3,000 円	医療関係職種間で月 2 回以上、文書により情報共有を行いご利用者またはご家族に指導を行い記録した場合
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円	関係する医療関係職種が原則として利用者居室に赴き、カンファレンスを行い共同で療養上必要な指導を行い記録した場合
看護・介護職員連携強化加算	月 1 回まで	2,500 円	喀痰吸引等特定行為業務を実施する介護職員等へ支援を行なった場合
専門管理加算	月 1 回まで	2,500 円	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合
遠隔死亡診断補助加算		1,500 円	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者）について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合
訪問看護医療 DX 情報活用加算	月 1 回に限り算定	50 円	健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月 1 回	780 円	訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員等の賃金改善を実施している場合
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	月 1 回	10 円～ 500 円	要件を満たした場合、定められた区分に従い、上記の評価料(Ⅰ)に加えて算定

医療保険適用外（その他の料金）

・下記利用料金は医療保険適応外となり全額自己負担となります。

キャンセル料	利用 1 時間前までにご連絡いただいた場合		無料
	利用 1 時間前までにご連絡いただけなかった場合		2,000 円
交通費 ※通常の事業実施地域以外の場合	公共交通機関を使用した場合		実費
	自動車を利用した場合	通常の事業実施地域を超えた地点より、1 キロメートルごとに	50 円
		ご自宅や駐車許可指定区域内にて駐車できない事由が生じ、有料駐車場棟を一時利用する場合の駐車料金	実費
衛生材料等の必要な場合			実費